令和６年度　金武町
認可保育園等及び
中川幼稚園入園案内

１.入園申込受付期間及び提出先

受付期間：**令和５年１１月１日(水)～令和５年１１月１７日(金)**

※土日祝日を除く

※上記受付期間以降の申し込みは欠員補充（待機）の対象となります。

受付時間：午前８時３０分から午後５時００分まで（正午～午後１時を除く）

提 出 先：金武町役場　こども支援課(ＴＥＬ　０９８－９６８－２２２３)

２.教育・保育給付認定

認可保育園等を利用する場合は、教育・保育給付認定(１～３号)を受ける必要があります。認定区分により、利用できる施設が異なります。

認定区分	年齢	保育の必要性	保育必要量	利用できる施設
１号認定	満３歳以上	なし	教育標準時間	・幼稚園 ・認定こども園(教育利用)
２号認定	満３歳以上	あり	保育標準時間 保育短時間	・認定こども園(保育利用) ・認可保育所
３号認定	満３歳未満	あり		・認定こども園(保育利用) ・認可保育所 ・小規模保育事業所

※１号認定を受けて私立の認定こども園への入園を希望する場合は、利用希望の認定こども園へ直接お申し込みください。

３.保育必要量の認定

２・３号認定を受ける場合は、保護者の就労時間等によって、保育を利用できる時間が次の２種類に区分されます。

利用区分	就労時間	保育利用時間
保育短時間	月６４時間以上１２０時間未満 (両親またはいずれかがパートタイム労働を想定)	最長８時間
保育標準時間	月１２０時間以上 (両親（ひとり親含む）フルタイム労働を想定)	最長１１時間

※保護者のいずれかの就労時間が月１２０時間未満の場合や求職活動中・育児休業中の場合は、「保育短時間」となります。

※「保護者の疾病・障がい」、「親族の介護・看護」や「就学」など就労以外の事由については、家庭の状況に応じて「保育短時間」または「保育標準時間」のいずれかに区分します。

４.保育の必要性の認定事由（２・３号認定の場合）

保育の必要性は、保護者(離婚している場合は、児童の養育を行っている方)が下記のいずれかに該当する場合に認定されます。

保育を必要とする事由	内容	保育必要量	認定の有効期間
就労	月６４時間以上就労している場合 ※利用開始予定日から３０日以内に就職または育児休業から復職する予定があり、新規で施設の利用を希望する場合を含む。 (例:４月１日入園、４月１５日職場復帰) ※利用決定日の３０日前からのならし保育での利用を可能とするものではありません。 ※４月１日復職のため、３月からのならし保育の利用を希望する場合、別途令和５年度の利用申し込みをする必要があります。利用の可否に関しては、施設の空き状況によることとなりますのでご了承ください。	標準時間 (月の就労が１２０時間以上) 短時間 (月の就労が６４時間以上１２０時間未満)	就労期間中
妊娠・出産	妊娠中または産後６か月以内の場合	標準時間	妊娠中から産後６か月まで
疾病・障がい等	保護者が病気、負傷、障がい等により保育ができない場合	標準時間 短時間	療養期間中
病人の介護・看護等	疾病、障がいのある親族を常時介護・看護している場合	標準時間 短時間	介護・看護期間中
災害復旧等	震災・風水害・火災・その他の災害の復旧にあたっている場合	標準時間 短時間	復旧期間中
求職活動	仕事を探している場合または起業準備を行っている場合	短時間	最長３か月間
就学	学校教育法に基づく教育施設に在学または職業訓練校に在学している場合(自動車教習所、習い事の教室等は除く)	標準時間 短時間	就学期間中
育児休業	育児休業取得中に既に保育を利用している児童がいて、継続利用が必要である場合	短時間	育児休業取得期間中
社会的養護	虐待やＤＶのおそれがある場合	標準時間	町長が定める期間中

５．入園申込に必要な書類

（私立認定こども園１号認定の場合は、利用を希望する施設へ直接お問い合わせください。）

入園を希望される場合は必ず下記の必要書類を揃えて申請してください。
（様式については、こども支援課窓口または金武町ＨＰからご準備ください。）

【１】すべての方が必要な書類

必要書類	備考
教育・保育給付認定申請書（現況届）兼利用申込書	入園を希望する児童１人につき１部提出

【２】２・３号認定（保育認定）の申請に必要な書類

保育を必要とする事由		必要書類	備考
就労	雇用されている方 （会社員、公務員、派遣等）	**就労証明書** ※育児休業からの復職の場合、 復職日等の記載が必要。	米軍人・軍属は Ｆｏｒｍ　Ｗ－２（２０２２）
	自営業 農林漁業の方	**①就労証明書（民生委員の署名入り）** ②自営業主の方は営業許可書・個人事業の開業届出書・会社の登記簿謄本等の写しを添付。	
妊娠・出産		**親子（母子）健康手帳の写し** （分娩予定日が記載されているページ）	
疾病・障がい等		**診断書（本町指定の様式）**	
病人の介護・看護等		**①介護・看護状況証明書（本町指定の様式で、民生委員の署名入り）** **②タイムスケジュール表** ③介護サービスの利用の場合、 **在宅サービス計画書の写し**を添付。	
災害復旧等		罹災証明書等の被災を確認できる資料	
求職活動	お仕事を探す場合	**①ハローワーク受付票**または**求職活動証明書の写し**（総合保健福祉センター２階の就労支援センター「でぃかでぃか」にて発行。） **②求職活動状況申立書（本町指定様式）**	認定期間最大３か月。 終了月の１５日までに就労証明書の提出がない場合は月末で退園となります。 同一年度内で求職活動を理由としての再入園はできません。
	起業準備の場合	**①起業計画書の写し等** **起業準備を確認できる書類** **②申立書**	
就学		**①在学証明書** **②時間割表（任意の様式）**	

【３】該当する場合のみ必要な書類

状況	必要書類
生活保護受給世帯	生活保護受給証明書
ひとり親世帯	下記①～③のいずれか ①児童扶養手当証明書の写し ②母子及び父子家庭等医療費助成受給者証の写し ③戸籍謄本
在宅障がい者(児)のいる世帯	下記①～④のいずれか ①身体、精神障害者手帳の写し ②療育手帳の写し ③特別児童扶養手当証書の写し ④障害基礎年金証書の写し
町外在住で入園の１０日前までに金武町へ転入予定の場合	①転入に関する誓約書 ②転入予定先の証明書類 （賃貸契約書、不動産売買契約書、工事請負契約書などの写し） ③令和５年度　所得課税証明書 （令和５年１月１日時点の住民登録市町村にて発行されたもの）
保護者の一方が町外在住の場合	令和５年度　所得課税証明書 （令和５年１月１日時点の住民登録市町村にて発行されたもの）
保護者が軍人・軍属の場合	Ｆｏｒｍ　Ｗ－２（２０２２）

６．利用申し込みのながれ

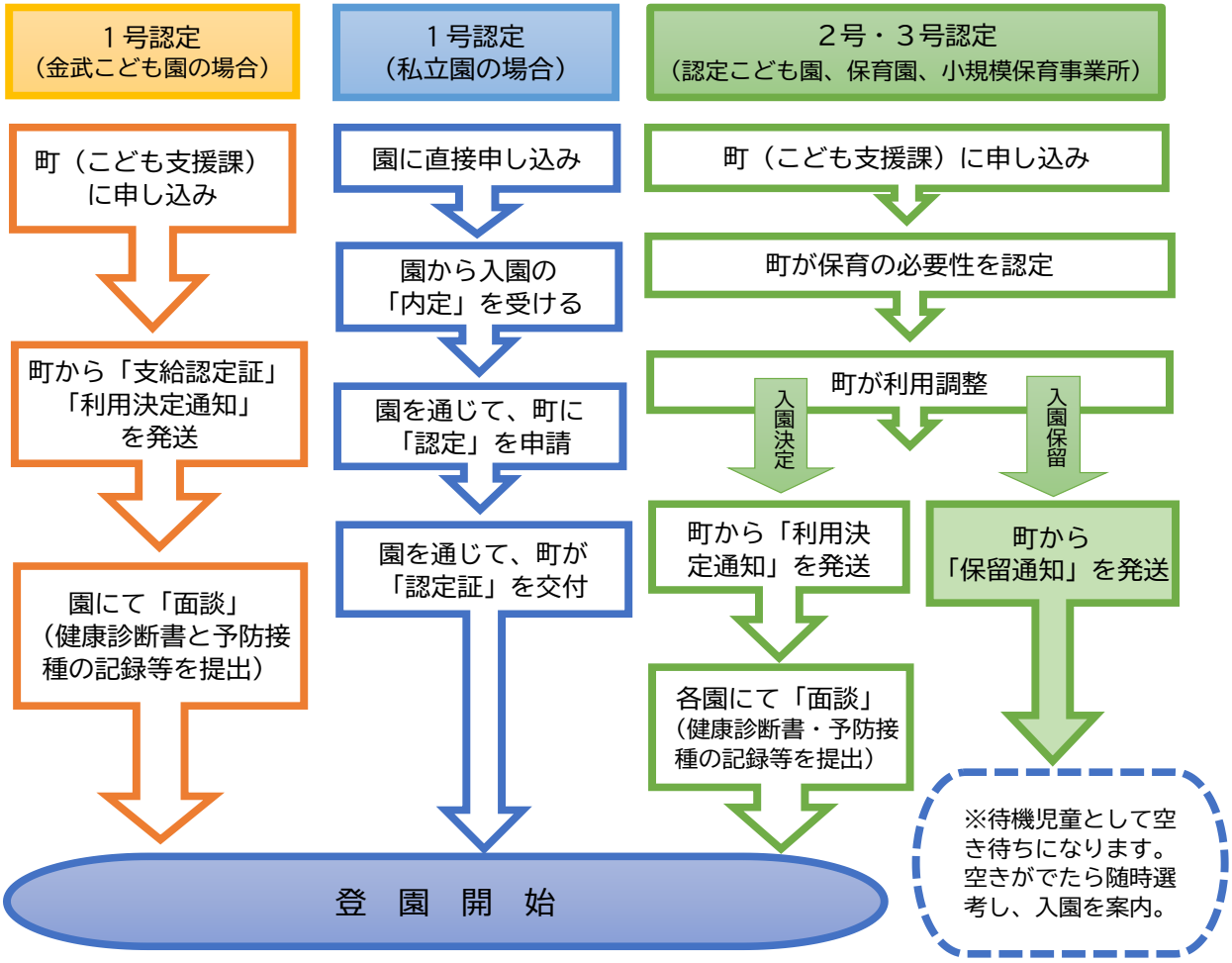

７．年度途中における入所申込日程表

入所希望月	受付締切日
令和６（２０２４）年　５月入所	令和６（２０２４）年　３月２９日(金)
６月入所	４月３０日(火)
７月入所	５月３１日(金)
８月入所	６月２８日(金)
９月入所	７月３１日(水)
１０月入所	８月３０日(金)
１１月入所	９月３０日(月)
１２月入所	１０月３１日(木)
令和７年（２０２５）１月入所	１１月２９日(金)
２月入所	１２月２７日(金)
３月入所	令和７（２０２５）年　１月３１日(金)

８．保育料等について

【１】保育料の算定方法について

保育料は認可保育園等へ入園する児童の保護者（父母等）の「市町村民税所得割額」と児童の年齢等によって決定されます。（ただし、同居の祖父母等が生計の中心者である場合は祖父母等も含む。）

※各家庭によって保育料は異なります。

※保育料算定のための市町村民税所得割額は、配当控除、外国税額控除、住宅借入金特別控除、寄付金控除、申告特例控除等の適用を受ける前の金額で算定されます。

※月額保育料の他に、施設によって教育費等の上乗せ徴収・実費徴収があります。
詳細は各園にお問い合わせください。

※同一世帯で幼稚園・認可保育園等に２人以上で入園している場合は、２人目のお子さんは半額、３人目以降のお子さんは無料となります。

※３～５歳児クラスの児童は、幼児教育・保育の無償化により、保育料が無償となります。
住民税非課税世帯に属する０～２歳児クラスの児童も無償化の対象となります

※「未申告」または「所得課税証明書等の未提出」等で課税情報が確認できない方は、保育料を算定することができないため、最高額で決定されます。
「未申告」・・・令和４年中の収入について確定申告をされていない方は、金武町税務課または名護税務署等での申告が必要となります。収入がなかった方や扶養に入っている方も、所得がない旨を申告する必要があります。
「未提出」・・・保護者の一方が町外在住で「令和５年度　所得課税証明書」の提出がない場合。
保護者が軍人・軍属で「Ｆｏｒｍ　Ｗ－２（２０２２）」の提出がない場合。

【２】保育料の切り替えについて

保育料は毎年９月に切り替えを行います。市町村民税額が決定するのが毎年６月のため、４月～８月分は前年度の市町村民税額、９月～３月分は当年度の市町村民税額により保育料を決定します。

保育料算定のイメージ

４月	５月	６月	７月	８月	９月	10 月	11 月	12 月	１月	２月	３月
前年度（令和５年度）の市町村民税額に基づく保育料					当年度（令和６年度）の市町村民税額に基づく保育料						

【３】保育料の軽減について

ひとり親世帯・障がい者（児）のいる世帯の場合は、保育料が減免になる場合があります。該当する世帯は必要書類（Ｐ４）を添えてお申し込みください。

【４】保育料の変更について

税の修正申告等により、市町村民税額が変更になった場合は該当月に遡り保育料変更を行います。
変更により保育料に差額が生じた場合は、追加納付、充当、還付等の処理を行います。

※遡ることができるのは当年度分の保育料についてのみです。過年度分の保育料については変更ができませんのでご注意ください。

※修正申告をされた場合は、こども支援課までご連絡ください。

【５】保育料基準額表について（３歳未満、第１子の場合）

利用者負担（保育料）基準額表

階層	定義 （金額は世帯構成員の市町村民税所得割合算額）	世帯年収 （おおむねの目安）	利用者負担額	
			標準時間	短時間
1	生活保護世帯または里親		0 円	0 円
2	市町村民税非課税者	260 万円未満	0 円	0 円
3-1	48,600 円未満の要保護者等※	330 万円未満	6,650 円	5,150 円
3-2	48,600 円未満	330 万円未満	14,300 円	11,300 円
4-1	48,600 円以上 77,101 円未満の要保護者等※	360 万円未満	7,150 円	5,650 円
4-2	48,600 円以上 97,000 円未満	470 万円未満	23,700 円	20,700 円
5	97,000 円以上 169,000 円未満	640 万円未満	35,800 円	32,800 円
6	169,000 円以上 301,000 円未満	930 万円未満	39,300 円	36,300 円
7	301,000 円以上 397,000 円未満	1130 万円未満	40,400 円	37,400 円
8	397,000 円以上	1130 万円以上	44,300 円	41,300 円

備考

※「要保護者等」とは、①ひとり親世帯、②在宅障害児（者）がいる世帯、③生活保護法第 6 条第 2 項の「要保護者」に準ずる程度に困窮していると町長が認める世帯のいずれかに属する保護者をいいます。

【多子世帯の利用者負担（保育料）軽減】

・第 3-1 階層および第 4-1 階層については、第 2 子以降の保育料が 0 円となります。

・第 3-2 階層および第 4-2 階層（市町村民税所得割合算額が 57,700 円未満）については、第 2 子の保育料が半額となり、第 3 子以降の保育料が 0 円となります。

・第 4-2 階層（市町村民税所得割合算額が 57,700 円以上）から第 8 階層までについては、未就学児のうち 2 番目の年長者である子どもの保育料が半額となり、未就学児のうち 3 番目以降の子どもの保育料が 0 円となります。

（金武町立幼保連携型認定こども園設置条例施行規則別表第 1 を基に作成）

【６】給食費について

３～５歳児クラスの児童は、保育料とは別に給食費(主食費・副食費)の徴収があります。
給食費については、町独自の補助制度を設けております。

５歳児については、主食費・副食費を全額補助します。
３～４歳児については、主食費のうち月額１，０００円を上限として補助します。
年収３６０万円未満相当の世帯については、国の制度による副食費の徴収免除に加え、町の補助として主食費の１，０００円の上乗せ補助を実施します。

※補助額については、町内認可園で同一としますが、主食費・副食費の金額設定は、各園へお問い合わせください。

【７】保育料のお支払いについて

保育料のお支払いは、その月分を当月末までに納めるようにお願いします。
金武こども園、はまだ保育園については、保育料の口座振替も行っています。
引き落とし日は、毎月１５日（金融機関が休みの場合は、繰り下げ）となります。
※私立認定こども園、小規模保育事業所については、各園へ直接お問い合わせください。

保育料の未納については、自宅訪問及び職場訪問等により随時納付指導を行います。
また、差し押さえの対象となります。
保育料に滞納がある場合、入園をお断りすることがあります。

【８】保育短時間認定における延長保育料について

保育短時間認定の方が利用時間（８時間）を超えて利用する場合、延長保育となり、別途延長保育利用料が発生します。

※金額、利用時間については各園へお問い合わせください。

【９】１号認定の預かり保育料について

１号認定の３～５歳児の預かり保育料について、保育の必要性の認定を受ける場合、日額４５０円×利用日数、月額上限１１，３００円までの預かり保育料は無償となります。年度途中で満３歳となって１号認定および保育の必要性の認定を受け、市町村民税非課税世帯に該当する場合、日額４５０円×利用日数、月額上限１６，３００円まで無償となります。施設等利用給付認定の申請が必要となりますので、こども支援課までご相談ください。

９．金武町外にお住まいの方、町外の認可保育園等の利用を希望する方の申し込み受付について

① 金武町外にお住まいの方が町内の認可保育施設の利用を希望する場合

転入予定のある方

≪申込窓口≫金武町役場　こども支援課

≪申込要件≫入園希望日の１０日前までに金武町で住民登録が可能な方

≪必要書類≫Ｐ３・Ｐ４の該当書類一式

≪申込期限≫令和５年１１月１日(水)～令和５年１１月１７日(金)

転入予定のない方

≪申込窓口≫お住まいの市町村

≪必要書類≫お住まいの市町村の必要書類一式

≪申込期限≫令和５年１１月１日(水)～令和５年１１月１７日(金)　※必着※
市町村間協議となりますので、書類の受付に時間を要する場合があります。
書類の提出期限については、改めてお住まいの市町村にご確認ください。

≪留意事項≫町内児童を優先的に選考した後、空きがある場合にのみ入園可能となります。

② 金武町内にお住まいの方で町外の認可保育施設の利用を希望する場合

≪申込窓口≫金武町役場　こども支援課
※市町村によっては直接申し込む場合がありますので、事前に希望先の市町村にご確認ください。

≪必要書類≫希望先の市町村にご確認ください。

≪申込締切日≫希望先の市町村にご確認ください。
※金武町経由で申込みをする場合は、希望先の市町村の申込締切日の 1 週間前までに金武町役場こども支援課に書類を提出してください。

≪留意事項≫転出予定で申し込みをされた場合、住民票の異動後に、転出先の市町村で再度申し込みが必要な場合があります。

１０．認可外保育施設、新制度未移行幼稚園等の利用申し込み

園に直接お申し込みください。

※３歳児から５歳児クラスの児童または非課税世帯に属する０歳児から２歳児クラスの児童の場合、幼児教育・保育の無償化に該当する場合があります。「施設等利用給付認定」の申請が必要ですので、金武町役場こども支援課までお問い合わせください。

金武町内の幼稚園・認可保育園等一覧表

令和５年９月現在

		施設名	電話番号	利用定員 （受入れ年齢）	開園時間	利用時間
公立園	幼稚園	中川幼稚園	968-6088	35 名 （5 歳）	8：00-13：00 （月曜日～金曜日）	8：00-13：00
	認定こども園	金武こども園	968-5385	147 名 （6 か月～5 歳）	7：30-18：30	標　　準：7：30-18：30 短 時 間：8：30-16：30 １号認定：8：15-13：00
私立園	認定こども園	杉の子幼児学園	968-2308	78 名 （4 か月～5 歳）	7：30-18：30	標　　準：7：30-18：30 短 時 間：8：30-16：30 １号認定：8：00-13：00
		みつばこども園	983-2800	120 名 （6 か月～5 歳）	7：30-18：30	標　　準：7：30-18：30 短 時 間：8：30-16：30 １号認定：8：30-12：30
		認定こども園きんのほし	989-8528	69 名 （4 か月～5 歳）	7：30-18：30	標　　準：7：30-18：30 短 時 間：8：30-16：30 １号認定：8：30-13：00
		並里こども園	968-5382	90 名 （4 か月～5 歳）	7：30-18：30	標　　準：7：30-18：30 短 時 間：8：30-16：30 １号認定：9：00-13：00
		嘉芸こども園	965-2182	141 名 （4 か月～5 歳）	7：30-18：30	標　　準：7：30-18：30 短 時 間：8：30-16：30 １号認定：8：30-13：30
	保育所	はまだ保育園	968-5383	70 名 （4 か月～5 歳）	7：30-18：30	標　　準：7：30-18：30 短 時 間：8：30-16：30
	小規模保育事業所	金武こどもみらい園	968-2637	19 名 （4 か月～2 歳）	7：30-18：30	標　　準：7：30-18：30 短 時 間：8：30-16：30
		ららくる屋嘉保育園	965-5880	19 名 （3 か月～2 歳）	7：30-18：30	標　　準：7：30-18：30 短 時 間：8：30-16：30
		すぎのこ小規模保育園	987-8411	19 名 （4 か月～2 歳）	7：30-18：30	標　　準：7：30-18：30 短 時 間：8：30-16：30

※各園にて園見学を実施しています。詳細については各園へ直接お問い合わせください。

〔注意事項〕

1. 申込書類等を提出した後に世帯の状況や勤務先が変わった場合は、その都度こども支援課までご連絡ください。なお、変更後の「就労証明書」は速やかに提出してください。
2. 職場を退職した場合は速やかにこども支援課までご連絡ください。職場を退職して２か月以上経過していることが判明した場合は、中途退園となります。
3. 入園審査時や入園後に、職場に就労確認のため電話・訪問などによる調査があります。その際、就労が確認できない方や、就労証明書と就労内容が違う方は保育の必要性の認定の取り消し・退園となる場合がありますのでご注意ください。
4. 年度内において、現況調査のため就労証明書等の提出の必要があります。
5. 児童に歩行や言語などの発達の遅れ、疾病等があると思われる場合は、入園申込時または面接時に必ず担当の職員へお伝えください。
6. 保育園等の定員の関係により入園できない場合もありますので、あらかじめご了承ください。
7. 保育園等の入園申込は受付期間外も可能ですが、空き状況により待機になる場合もあります。
8. 自己都合により１か月以上通園しない場合は、ご家庭での保育が可能と判断し、退園の対象となります。
9. 退園する場合、退園の１０日前までに手続きを行ってください。

★令和５年４月１日から施設を利用している園児で、令和６年度の申し込みにあたり、保護者の就労状況や利用を希望する施設に変更がない場合は、入園選考を経ずに、継続して施設を利用することができます。
※就労状況等の変化により、保育必要量が変更となる場合があります。

★期間外申し込み、令和５年４月２日以降の年度途中からの入園、転園の場合、利用調整などにより希望の認可保育園等に入園できない場合もありますのであらかじめご了承ください。